

<不在者財産管理人権限外行為許可>

- 1 不在者財産管理人が不在者に代わって遺産分割協議をしたり，不在者の財産を処分するなど，民法第103条に定められた権限を越える行為をするためには，別途家庭裁判所の許可を得る必要があります。

詳しくは，管理人としての選任手続を行った家庭裁判所の担当者にお問い合わせください。

- 2 申立書及び記載例についてはこちらを参照してください。

申立書3-2 申立書記載例3-3

【郵送提出の場合の宛先】

<本庁管轄のもの>

郵便番号 100-8956

東京都千代田区霞が関1-1-2

東京家庭裁判所 家事事件係

<立川支部管轄のもの>

郵便番号 190-8589

東京都立川市緑町10-4

東京家庭裁判所立川支部 家事事件係

それぞれの管轄裁判所あてにお送りください。